

中野市空き店舗活用チャレンジ等支援事業補助金 Q & A

中野市 経済部 商工観光課

【補助金全体に関する事項】

Q：この補助金の募集期間は。

A：申請はいつでも受け付けていますが、毎年度末の3月31日までに事業完了の報告をする必要があります。

Q：申請したら必ず補助金は交付されますか。

A：必ず交付されるわけではありません。提出された書類の審査を行い、交付の可否を決定します。

【申請対象に関する事項】

空き店舗活用チャレンジ事業・既存店舗魅力向上チャレンジ事業 共通事項

Q：中野市内であればどの空き店舗でも対象となりますか。

A：対象となります。なお、空き店舗活用チャレンジ事業では、中野市立地適正化計画（令和5年4月策定）に定める「中心拠点エリア（都市機能誘導区域） および それに隣接する地域のうち市長が特に認める地域」と「その他の地域」では、補助率等が異なります。

Q：営業日や営業時間に制限はありますか。

A：営業時間が少なくとも週4日以上 かつ 1日当たり5時間以上営業している（する）ことが必要です。

Q：倉庫としての改修は対象となりますか。

A：店舗としての利用の大部分が倉庫とみなされる場合は対象となりません。

Q：開業前に信州中野商工会議所の経営指導員との面談をするのはなぜですか。

A：創業者にあっては起業相談、既存事業者にあっては経営相談を行っていただくことで、新たな事業へのチャレンジを、市および商工会議所で継続的に支援していくことを目的としています。

Q：既に事業を開始していますが、申請はできますか。

A：空き店舗活用チャレンジ事業（店舗改修）については、開業後の申請はできません。既に3年以上営業している店舗であれば既存店舗魅力向上チャレンジ事業の対象となる場合があります。

Q：改修工事が始まっていますが、遡って申請できますか。

A：交付決定前に事業着手した場合は、申請できません。

空き店舗活用チャレンジ事業のみ

Q：対象となる空き店舗とは。

A：前の入居者が退去した後に入居者がいない店舗 または 物件が完成してから3か月を経過しても入居者がいない店舗です。

Q：空き店舗の所有者は申請できますか。

A：申請できません。また、店舗の借主が法人以外（個人）の場合は、借主と生計を一にする2親等以内の者も申請できません。

Q：店舗を移転する場合でも対象となりますか。

A：対象とはなりません。

Q：現在、市内で店舗を構え営業していますが、新たな業種で空き店舗を利用した出店を計画していますが、この場合、「新規出店」もしくは「出店拡大」のどちらに該当しますか。

A：出店拡大となります。

Q：空き店舗を事業所として利用する場合でも対象となりますか。

A：従業員等が営業時間中、ほぼ常に在籍する場合であれば対象となります。（既存店舗魅力向上チャレンジ事業では対象外です。）

既存店舗魅力向上チャレンジ事業のみ

Q：フランチャイズ店やチェーン店も対象となるのか。

A：対象とはなりません。

Q：既存店舗の事務室や工場、倉庫などへの改修は対象となりますか。

A：事務室、工場、倉庫等、主に事業者のみが使用している部屋、空間等の改修は、対象とはなりません。

【補助対象経費に係る事項】

Q：新規出店の場合に補助対象として認める経費のうち「広報費」「マーケティング調査費」「創業者の会社設立時に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費」とはどんなものですか。

A：以下のものを想定しています。なお、いずれも開業前に行うものを対象とし、開業後のものは対象とはなりません。詳しくはご相談ください。

【広報費】

広報宣伝費、ホームページ作成費、パンフレット印刷費、ダイレクトメール郵送料、メール便などの実費

【マーケティング調査費】

市場調査費、市場調査に要する郵送料・メール便などの実費

【創業者の会社設立時に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費】

開業、法人設立に伴う司法書士・行政書士等に支払う申請書類作成経費

Q：補助対象経費とならない経費はどんなものですか。

A：以下のものを想定しています。詳しくはご相談ください。

空き店舗活用チャレンジ事業・既存店舗魅力向上チャレンジ事業共通事項

- ・テーブルや椅子など設置工事が不要な機械機器、什器備品等
- ・間貸し（シェアスペースを含む）の用に供する部分に係る経費
- ・事業の用に供しない空間や部屋に係る経費
- ・改修において、取り外しが容易にできるもの（照明器具、壁掛けエアコン等）の設置に要する経費

空き店舗活用チャレンジ事業のみ

- ・改修において、店舗の設備に付随しない独立した設備や自立看板の設置等に要する経費
- ・建物の賃貸において、開店（営業開始）前の賃借に要する経費
- ・建物の賃借において、申請日時点で開店してから3か月以上経過している場合の賃借に要する経費

Q：既存店舗魅力向上チャレンジ事業における「店舗の利便性向上又は集客力の向上に寄与する設備等の改修に要する経費」とは何ですか。

A：主に以下のものを想定しています。詳しくはご相談ください。

- ・バリアフリー化に要する経費
段差解消、通路舗装、手すり設置、自動ドアの設置等
- ・トイレ洋式化に要する経費
便器代（洋式便座から洗浄機能付き洋式便座への交換は除く）、既存トイレ解体、床解体・補修、排水管移設、壁紙・天井張替、電気コンセント新設、手すり設置、バリアフリー化に伴う改築等
- ・キッズスペースの設置に要する経費
ついたて設定、床補修等
- ・壁紙の張替、外壁の再塗装、床材の変更、備え付けカウンター・テーブルの改修、照明設備の改善（取り外し可能なものを除く）等に要する経費（ただ単に老朽化したものを修繕・交換するのではなく、店舗の雰囲気や機能、性能をグレードアップさせるもの）

Q：既存店舗を増築する場合は対象となりますか。

A：対象とはなりません。

【申請書類に関する事項】

Q：申請書はどこでもらえますか。

A：市商工観光課でお渡ししております。また、市公式HPからもダウンロードできます。

Q：申請書のほかに必要な書類はありますか。

A：チェックリストを参照ください。

Q：店舗改修の見積書は総額だけわかればいいですか。

A：工事の内訳が記載しているものがが必要です。補助金の交付対象となる工事であることを確認しますので「工事一式〇〇円」などの総額のものではなく、具体的な工事内容が記載されたものを提出してください。

【交付決定に関する事項】

Q：交付決定までどのくらいの時間がかかりますか。

A：事前相談から始め、信州中野商工会議所への面談の確認、書類審査を経て、交付 または 不交付を決定するため、交付申請受付後おおむね2～3週間程度時間をいただいています。

Q：改修工事はいつから始められますか。

A：交付決定後から始めてください。

【改修工事完了後の手続きに関する事項】

Q：改修工事完了後はどのような手続きが必要ですか。

A：改修工事完了後、30日以内に実績報告書を必要書類とともに提出してください。（年度末にかかる場合は3月31日までに提出が必要です。）
市商工観光課で書類確認、現地確認を行った上で交付額を確定し、通知します。その際交付請求書を同封しますので、記入の上、提出してください。

Q：実績報告書に添付する写真はどのようなものが必要ですか。

A：改修工事が申請どおりに施工されたかを確認しますので、改修した箇所がわかる店舗の内部、外部の写真を提出してください。

【補助金交付後の手続きに関する事項】

Q：申請の際に使用した資料は処分してよいですか。

A：資料は補助金交付後5年間保存してください。必要に応じてそれらの資料を提示していただく場合があります。

Q：補助金交付後に何か必要な手続きはありますか。

A：必須ではありませんが、継続的な支援のため開業後3年間は、信州中野商工会議所の経営相談員の面談を受けてください。

Q：補助金を返還しなければならないことがありますか。

A：申請内容に偽りがあった場合、中野市空き店舗活用チャレンジ等支援事業補助金交付要綱に違反した場合等は、補助金の全部または一部を返還していただくことがあります。

なお、事業開始後3年以上継続して営業できなかった場合については、明らかに事業者が違反等の問題がある場合を除き、補助金返還の対象とはしません。